

国際課税

Q & A

►► 短期間日本に勤務する外国人が在日中に相続財産を取得する場合の相続税の課税について

(税理士 小沢 進)

Q 私は英国人ですが、英國企業の日本支店に勤務しています。来日以来既に2年が経過しておりますが、更に1年程度日本支店の勤務が継続するものと予想されます。したがいまして、所得税に関しては、居住者として確定申告を行っております。

ところで、私の父は老齢でロンドンに居住しております。仮に私が日本支店に勤務中に父が死亡して相続財産を取得した場合には、私が相続により取得した財産のすべてに対して日本の相続税が課されると聞きましたが、そうであるとすれば、大変な税負担が生ずることになります。相続財産はすべて英國に所在していますが、このような場合でも日本の相続税が課されるのでしょうか。

A わが国の相続税法においては、相続財産を取得した者に対して相続税が課されることになります。したがって、あなたの父上が英國に居住していることは相続税の算定上直接関係ないことになります。

相続により財産を取得した者が日本国内に住所を有するか否かによって相続税の課税の範囲が異なることになります。すなわち、その者が日本国内に住所を有する場合には、相続により取得した財産の所在が国内であるか国外であるかにかかわらず、その相続により取得したすべての財産が課税の対象とされます。また、その者が日本国内に住所を有しない場合には、相続により取得した財産で国内に所在するものに限定して課税されることになります。

あなたの場合は、所得税法上居住者の扱いとされているとのことですが、居住者とは、国内に住所を有し、又は現在まで引き続いて1年以上住所を有する個人をいう、とされています。こ

のように所得税法においては、その者の居住性の判定は、住所の有無、又は1年以上の継続しての居所の有無に基づいて行われます。あなたの場合は、居住者とされる根拠が、住所の有無によるのか、1年以上の継続しての居所の有無によるのか定かではありませんが、仮に1年以上継続しての居所がわが国に所在することによって居住者と判定されているとすれば、相続税法上あらためて住所の有無の判定を行う必要があります。

住所の有無の判定上住所とはその者の生活の本拠をいうものとされ、その生活の本拠であるか否かは、客観的な事実に基づいて判定されることになります。

あなたの場合は、日本に住所を有する者に該当することになれば、その相続財産の所在が英國であっても、あなたの取得する相続財産のすべてが日本の相続税の課税の対象とされます。